

東京都中小企業障害者雇用 スタート支援奨励金のご案内

最大120万円を支給します

● 奨励金の概要

東京都は、障害のある方が希望とやりがいを持って、活躍できる社会の実現を目指しています。

このため、**初めて障害者を雇用する企業に奨励金を支給します。**

● 主な要件

※この他にも要件があります。詳細はホームページをご参照ください。

- 中小企業又は個人事業主であり、これまで**障害者の雇用実績がないこと。**
- 障害者の雇用時点を基準とし、その基準の直前に**ハローワークに障害者雇用状況報告書を提出した**事業主であること。(提出義務があった事業主に限る)
- 雇入れた**障害者の週所定労働時間が20時間以上**であること。
重度障害者である場合は、**週所定労働時間が10時間以上**であること。
- 障害者、重度障害者を**6か月間継続して雇用し6か月分以上の賃金を支給**していること。
- 雇入れ後6か月間の評価を行い、今後の**育成方針を策定**していること。
- 雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。
- (週所定労働時間が20時間以上の場合)
東京労働局長に特開金の支給申請を行い、支給決定を受けていること。

● 支給金額

	雇入れ時の週所定労働時間	障害者	重度障害者
奨励金	10時間以上20時間未満	—	30万円
	20時間以上30時間未満	60万円	90万円
	30時間以上	90万円	120万円

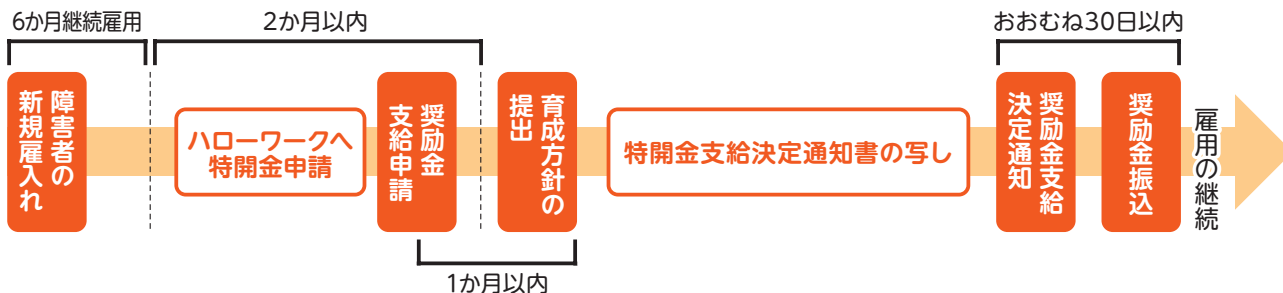
※一事業主あたりの支給人数は1人です。

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」の
当奨励金ページをご覧ください。 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/start/>



申請の流れ

申請期間をご確認ください!



※特開金に関する項目は支給対象労働者の週所定労働時間が20時間以上の場合適用となります。

申請書類

- 1 支給申請書
 - 2 支給対象労働者が障害者であることを確認する書類
 - 3 雇用契約書等の写し
 - 4 就業規則、給与規定等の写し
 - 5 労働時間が確認できる書類の写し
 - 6 常時雇用する労働者数のわかるものの写し
 - 7 雇用直前に管轄ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - 8 6か月間に支払った賃金に係る賃金台帳の写し
 - 9 誓約書
 - 10 支給対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
 - 11 特開金に係る支給申請書の写し
(特開金とは特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者コースをいいます。)
 - 12 法人の場合:登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
個人事業主の場合:個人事業の開業・廃業等届出書の写し
 - 13 育成方針
 - 14 週平均所定内実労働時間確認表
 - 15 支払金口座振替依頼書
 - 16 印鑑証明書
 - 17 申請チェックリスト
 - 18 その他(上記以外で申請の確認に必要な書類がある場合)
- ※10、11は支給対象労働者の週所定労働時間が20時間以上の場合となります。

申請方法

支給対象となる障害者、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請方法等は以下のホームページをご覧ください(申請様式等ダウンロード可)。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/start/>



問合せ

平日の午前9時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までを除く)

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側
TEL:03-5320-4663(代)